

3 . 流量観測作業共通仕様書 (案)

流量観測作業共通仕様書 (案)

目 次

第1章 総 則	3 - 1
第1条 適用範囲	3 - 1
第2条 作業実施	3 - 1
第3条 用語の定義	3 - 1
第4条 管理技術者	3 - 1
第5条 支給材料	3 - 1
第6条 作業計画	3 - 1
第7条 作業確認	3 - 1
第8条 検査	3 - 1
第9条 作業管理	3 - 1
第10条 土地の立入り等	3 - 1
第11条 関係官公庁その他への手続	3 - 2
第12条 提出書類	3 - 2
第13条 成果品	3 - 2
第14条 疑義	3 - 2
第2章 低水流量観測	3 - 2
第15条 観測の範囲	3 - 2
第16条 観測の実施	3 - 2
第17条 流速計	3 - 2
第18条 精度管理	3 - 2
第3章 高水流量観測	3 - 2
第19条 観測の範囲	3 - 2
第20条 観測の実施	3 - 2
第21条 浮子	3 - 2
第22条 精度管理	3 - 3
第23条 指示事項及び連絡事項の定義	3 - 3

流量観測作業共通仕様書（案）

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、大阪府都市整備部の行う流量観測に適用する。
2. 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

第2条 作業実施

流量観測は、建設省河川砂防技術基準（案）調査編（以下「基準」という）により実施するものとする。

第3条 用語の定義

監督職員、指示、承諾及び協議とは次の定義による。

- (1) 監督職員とは総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
- (2) 指示とは、発注者側の発議により監督職員が、請負者に対し監督職員の所掌事務にする方針、基準又は計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、請負者側の発議により、請負者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (4) 協議とは、監督職員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

第4条 管理技術者

管理技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。

第5条 支給材料

1. 請負者は、支給材料及び貸与品についてその維持管理に努めるとともに、受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 請負者は、作業完了時（完了前であっても作業工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。

第6条 作業計画

1. 請負者は、あらかじめ作業計画をたて監督職員に提出してから作業を開始しなければならない。
2. 作業計画書には、下記に掲げる事項の他、監督職員の指示する事項を記載するものとする。
 - (1) 作業の内容
 - (2) 作業の実施体制及び方法
 - (3) 作業の実施工程表
 - (4) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
 - (5) 現場作業の責任者名（経歴、資格等を明記）

第7条 作業確認

1. 請負者は、流量観測にあたって監督職員の立合または監督職員の指示のもとに作業を実施する。
2. 作業者は、監督職員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出しなければならない。

第8条 検査

1. 請負者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、管理技術者が立合のうえ検査を受けなければならない。

第9条 作業管理

1. 請負者は、作業実施に当り、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
2. 請負者は、流量観測に当り、水陸交通の妨害または公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
3. 請負者は、流量観測作業中安全に留意しなければならない。

第10条 土地の立入り等

1. 請負者は、作業を実施するため国・公有または私有の土地に立ち入る場合は、あらかじめ監督職員に報告するとともに請負者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な作業の進捗を期さなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 請負者は、作業実施に当り宅地または垣、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

3. 請負者は、作業実施のため植物、垣、さく等の伐除または土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。

この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは、請負者が負担するものとする。

第11条 関係官公庁その他への手続

1. 請負者は、流量観測作業の実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督職員と打合せのうち、請負者において迅速に処理しなければならない。

2. 請負者は、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督職員に申し出て協議するものとする。

第12条 提出書類

1. 請負者は、別に示す様式により契約後、関係書類を監督職員を経て、遅滞なく提出しなければならない。

2. 指示、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

第13条 成果品

1. 成果品は、下記に記載した項目のほか特記仕様書に記載した項目とする。

(1) 流量観測野帳

(2) 観測流量表

(3) 精度管理図

2. 成果品は、すべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

第14条 疑義

請負者は、作業実施に当り、設計図書等に疑義を生じた場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

第2章 低水流量観測

第15条 観測の範囲

原則として流速計で観測が可能な流量規模とする。

第16条 観測の実施

1. 観測方法及び流量の計算方法は、原則として第2条の「基準」により行う。

2. 観測回数は、特記仕様書に示すほか監督職員の指示によるものとする。

第17条 流速計

1. 観測に使用する流速計は音数式又は直読式とする。

2. 1回の観測時間は、少なくとも20秒以上とし、2回繰り返す。なお直読式流速計では、平均流速を読みとるものとする。

第18条 精度管理

請負者は精度管理図を作成し常に精度向上に努めなければならない。

第3章 高水流量観測

第19条 観測の範囲

原則として浮子観測による流量規模とする。

第20条 観測の実施

1. 観測方法及び流量の計算方法は、原則として第2条の「基準」により行う。

2. 観測回数は、特記仕様書に示すほか監督職員の指示によるものとする。

第21条 浮子

浮子は、表面浮子又は棒浮子を使用すること。

第22条 精度管理

請負者は、作業実施にあたり常に精度向上に努めなければならない。

第23条 指示事項及び連絡事項の定義

1. 流量観測作業にあたっての監督職員の指示事項及び指示事項に対する請負者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。
2. 指示事項とは、下記の通りとする。
 - (1) 待機指示とは、台風、集中豪雨等により河川の増水の場合又は、予想される場合において観測に必要な人員を請負者の基地に集合するよう指示したことをいう。
 - (2) 現地出動指示とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出動するよう指示したことをいう。
 - (3) 待機解除指示とは、請負者の基地での待機を解除するよう指示したことをいう。
 - (4) 最終観測時刻指示とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示したことをいう。
 - (5) 観測指示とは、現地（観測地点）における指示した水位の流量観測作業を実施するよう指示したことをいう。
3. 連絡事項は、下記の通りとする。
 - (1) 準備完了連絡とは、待機指示に対して観測に必要な人員が集合したことを監督職員に連絡することをいう。
 - (2) 最終観測終了連絡とは、最終観測時刻指示に対して最終観測が終了したことを監督職員に連絡することをいう。